

# 土木工事共通仕様書（案）

令和 7 年 4 月

宇 治 市

## 目 次

### 総 則

|      |                  |    |
|------|------------------|----|
| 第1条  | 適用               | 1  |
| 第2条  | 用語の定義            | 1  |
| 第3条  | 設計図書の照査等         | 4  |
| 第4条  | 請負代金内訳書          | 4  |
| 第5条  | 工程表              | 5  |
| 第6条  | 施工計画書            | 5  |
| 第7条  | コリンズ（CORINS）への登録 | 5  |
| 第8条  | 監督職員             | 6  |
| 第9条  | 現場技術員            | 6  |
| 第10条 | 工事用地等の使用         | 6  |
| 第11条 | 工期の設定            | 7  |
| 第12条 | 工事着手             | 7  |
| 第13条 | 適正な技術者の配置        | 7  |
| 第14条 | 現場代理人            | 7  |
| 第15条 | 工事の下請負           | 7  |
| 第16条 | 施工体制台帳及び施工体系図    | 8  |
| 第17条 | 受注者相互の協力         | 8  |
| 第18条 | 調査・試験に対する協力      | 8  |
| 第19条 | 工事の一時中止          | 9  |
| 第20条 | 設計図書の変更          | 9  |
| 第21条 | 工期変更             | 9  |
| 第22条 | 支給材料及び貸与品        | 10 |
| 第23条 | 工事現場発生品          | 10 |
| 第24条 | 建設副産物            | 11 |
| 第25条 | 監督職員による確認及び立会等   | 12 |
| 第26条 | 数量の算出及び出来形図の作成   | 15 |
| 第27条 | 工事完成検査           | 16 |
| 第28条 | 既済部分検査等          | 16 |
| 第29条 | 随時検査             | 17 |
| 第30条 | 部分使用             | 17 |
| 第31条 | 施工管理             | 17 |
| 第32条 | 履行報告             | 20 |
| 第33条 | 工事関係者に対する措置請求    | 20 |
| 第34条 | 工事中の安全確保         | 20 |
| 第35条 | 爆発及び火災の防止        | 23 |
| 第36条 | 後片付け             | 23 |
| 第37条 | 事故報告書            | 23 |
| 第38条 | 環境対策             | 23 |
| 第39条 | 文化財の保護           | 25 |
| 第40条 | 交通安全管理           | 26 |

|      |                        |    |
|------|------------------------|----|
| 第41条 | 施設管理                   | 28 |
| 第42条 | 諸法令の遵守                 | 28 |
| 第43条 | 官公庁等への手続等              | 29 |
| 第44条 | 施工時期及び施工時間の変更          | 30 |
| 第45条 | 工事測量                   | 30 |
| 第46条 | 提出書類                   | 31 |
| 第47条 | 不可抗力による損害              | 31 |
| 第48条 | 特許権等                   | 31 |
| 第49条 | 保険の付保及び事故の補償           | 32 |
| 第50条 | 臨機の措置                  | 32 |
| 第51条 | 適用すべき諸基準               | 33 |
| 第52条 | 暴力団等の排除                | 33 |
| 第53条 | 高度技術、創意工夫、社会性等に関する実施状況 | 33 |
| 第54条 | 測点の明示                  | 33 |
| 第55条 | 石綿使用の有無                | 33 |

## 総 則

### 第1条 適用

#### 1. 適用工事

土木工事共通仕様書（以下「本共通仕様書」という。）は、宇治市が発注する土木工事（河川工事、道路工事、上下水道工事、公園工事）、その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び**設計図書**の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

#### 2. 共通仕様書の適用

受注者は、本共通仕様書の適用にあたって、宇治市請負工事監督要領（以下「監督要領」という。）及び宇治市請負工事検査規程（以下「検査規程」という。）に従った監督・検査体制のもとで、建設業法（昭和24年法律第100号）第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2によるものであることを認識しなければならない。

#### 3. 京都府土木工事共通仕様書

工事の細部に係る事項については、京都府発行の土木工事共通仕様書（案）（令和6年4月）に基づき、施工するものとする。

#### 4. 優先事項

**契約図面**及び**特記仕様書**に記載された事項は、本共通仕様書に優先する。

#### 5. 設計図書間の不整合

**特記仕様書**、**契約図面**の間に相違がある場合、または**契約図面**からの読み取りと**契約図面**に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督職員に**確認**して**指示**を受けなければならない。

#### 6. 参考図書

**設計図書**の他に添付する参考図書は、あくまで発注者の予定価格を算出するためのものであり、何ら請負契約上の拘束力を生じるものではない。工事の実施にあたっては、この趣旨を十分理解し、事故発生等の事態を招かないよう、その防止措置に留意すること。

#### 7. SI単位

**設計図書**は、SI単位を使用するものとする。SI単位については、SI単位と非SI単位が併記されている場合は（ ）内を非SI単位とする。

### 第2条 用語の定義

#### 1. 監督職員

本共通仕様書で規定している監督職員とは、総括監督員、主任監督員、正監督員及び副監督員を総称している。受注者には主として主任監督員及び正監督員が対応する。

監督職員とは、監督要領に定める監督業務を担当し、受注者に対する**指示**、**承諾**または**協議**の処理、工事实施のための詳細図等の作成及び交付または受注者が作成した**図面の承諾**を行い、また、**契約図書**に基づく工程の管理、**立会**、**段階確認**、工事材料の試験または検査の実施（他の者に実施させ当該実施を**確認**することを含む。）、関連工事の調整、**設計図書**の変更、一時中止または打ち切りの必要があると認める場合における発注者への**報告**を行う者をいう。

#### 2. 契約図書

**契約図書**とは、契約書及び**設計図書**をいう。

#### 3. 設計図書

**設計図書**とは、**仕様書**、**契約図面**、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書（**設計図書**に対する質問回答書と同じ。）をいう。

#### 4. 仕様書

**仕様書**とは、各工事に共通する共通仕様書と工事毎に規定される**特記仕様書**を総称してい

う。

## 5. 共通仕様書

共通仕様書とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的内容を盛り込み作成したものをいう。

## 6. 特記仕様書

特記仕様書とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。

## 7. 契約図面

契約図面とは、契約時に**設計図書**の一部として、**契約図書**に添付されている**図面**をいう。

## 8. 現場説明書

現場説明書とは、工事の入札に参加する者に対して、発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。

## 9. 質問回答書

質問回答書とは、質問受付時に入札参加者が**提出**した契約条件等に関する質問に対して、発注者が回答する**書面**をいう。

## 10. 図面

**図面**とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図等をいう。

なお、**設計図書**に基づき監督職員が受注者に**指示**した**図面**及び受注者が**提出**し、監督職員が**書面**により**承諾**した**図面**を含むものとする。

## 11. 指示

**指示**とは、**契約図書**の定めに基づき、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について**書面**により示し、実施させることをいう。

## 12. 承諾

**承諾**とは、**契約図書**で明示した事項について、発注者もしくは監督職員または受注者が**書面**により同意することをいう。

## 13. 協議

**協議**とは、**書面**により**契約図書**の**協議**事項について、発注者または監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

## 14. 提出

**提出**とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し工事に係わる**書面**またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

## 15. 提示

**提示**とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員または検査員に対し工事に係わる**書面**またはその他の資料を示し、説明することをいう。

## 16. 報告

**報告**とは、受注者が監督職員に対し、工事の状況または結果について**書面**により知らせることをいう。

## 17. 通知

**通知**とは、発注者または監督職員と受注者または現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、**書面**により互いに知らせることをいう。

## 18. 連絡

**連絡**とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。

なお、後日**書面**による連絡内容の伝達は不要とする。

## 19. 納品

**納品**とは、受注者が監督職員に工事完成時に成果品を納めることをいう。

## 20. 電子納品

電子納品とは、電子成果品を**納品**することをいう。

## 21. 電子成果品

電子成果品とは、電子的手段によって発注者に**納品**する成果品となる電子データをいう。

## 22. 書面

**書面**とは、手書き、印刷等による工事打合簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。

(1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な**書面**と差し替えるものとする。

(2) 電子成果品を**納品**する場合は、別途監督職員と**協議**するものとする。

## 23. 工事写真

工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を宇治市写真管理基準（案）に基づき撮影したものをいう。

## 24. 工事帳票

工事帳票とは、施工計画書、工事打合簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料及び工事打合簿等に添付して**提出**される非定型の資料をいう。

## 25. 工事書類

工事書類とは、工事写真及び工事帳票をいう。

## 26. 契約関係書類

契約関係書類とは、契約書第9条第5項の定めにより監督職員を経由して受注者から発注者へ、または発注者から受注者へ**提出**される書類をいう。

## 27. 工事完成図書

工事完成図書とは、工事完成時に**納品**する成果品をいう。

## 28. 工事関係書類

工事関係書類とは、**契約図書**、契約関係書類、工事書類及び工事完成図書をいう。

## 29. 確認

**確認**とは、**契約図書**に示された事項について、監督職員または検査員と受注者が臨場もしくは関係資料等により、その内容について**契約図書**との適合を確かめることをいう。

## 30. 立会

**立会**とは、**契約図書**に示された項目について、監督職員が臨場等により、その内容について**契約図書**との適合を確かめることをいう。

## 31. 段階確認

**段階確認**とは、**設計図書**に示された施工段階または監督職員の**指示**した施工途中の段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を**確認**することをいう。

## 32. 工事検査

工事検査とは、検査員が契約書第31条、第37条及び第38条に基づいて給付の完了の**確認**を行うことをいう。

## 33. 検査員

検査員とは、契約書第31条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。

## 34. 随時検査

随時検査とは、検査規程等に基づき行うものをいい、請負代金の支払いを伴うものではない。

## 35. 同等以上の品質

同等以上の品質とは、**設計図書**で指定する品質または**設計図書**に指定がない場合、監督職員が**承諾**する試験機関の品質確認を得た品質または監督職員の**承諾**した品質をいう。

なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。

## 36. 工期

工期とは、**契約図書**に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。

### 37. 工事開始日

工事開始日とは、工期の始期日または**設計図書**において規定する始期日をいう。

### 38. 工事着手

工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。

### 39. 工事

工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。

### 40. 本体工事

本体工事とは、**設計図書**に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。

### 41. 仮設工事

仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。

### 42. 工事区域

工事区域とは、工事用地その他**設計図書**で定める土地または水面の区域をいう。

### 43. 現場

現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び**設計図書**で明確に指定される場所をいう。

### 44. SI

SIとは、国際単位系をいう。

### 45. 現場発生品

現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。

### 46. JIS規格

JIS規格とは、日本産業規格をいう。

## 第3条 設計図書の照査等

### 1. 図面原図の貸与

受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に**図面**の原図もしくは電子データを貸与することができる。ただし、共通仕様書や土木工事施工管理基準等の公開されているものについては、受注者が備えなければならない。

### 2. 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る**設計図書**の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が**確認**できる資料を**書面**により**提出**し、**確認**を求めなければならない。

なお、**確認**できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または**書面**の追加の要求があった場合は従わなければならない。

ただし、**設計図書**の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、監督職員からの**指示**によるものとする。

### 3. 契約図書等の使用制限

受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、**契約図書**及びその他の図書を監督職員の**承諾**なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。

## 第4条 請負代金内訳書

### 1. 請負代金内訳書

受注者は、契約書第3条に請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を規定されたときは、所定の様式に基づき内訳書を作成し、監督職員を通じて発注者に**提出**しなければならない。

### 2. 内訳書の内容説明

監督職員は、内訳書の内容に関し受注者の同意を得て、説明を受けることができるものと

する。ただし、内容に関する協議等を行わないものとする。

## 第5条 工程表

受注者は、契約書第3条に規定する工程表を所定の様式に基づき作成し、監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。

## 第6条 施工計画書

### 1. 一般事項

受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。

なお、提出時点で施工方法が確定していない工種については、その工種に着手するまでに該当する施工計画書を提出することができる。

受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。

この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては、監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

なお、施工計画書の提出を省略する場合において、施工計画書に含めて提出する必要のある書類（再生資源利用計画書、安全訓練の計画等）については、別途提出するものとする。

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 指定機械
- (5) 主要資材
- (6) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）
- (7) 施工管理計画
- (8) 段階確認、随時検査計画
- (9) 安全管理
- (10) 緊急時の体制及び対応
- (11) 交通管理
- (12) 環境対策
- (13) 現場作業環境の整備
- (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (15) 法定休日・所定休日（週休二日の導入）
- (16) その他

### 2. 変更施工計画書

受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。

ただし、軽微な変更（工期や数量のみの変更等）の場合、変更施工計画書を省略することができる。

### 3. 詳細施工計画書

受注者は、施工計画書を提出した際、監督職員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。

### 4. 共同施工計画書

受注者が、経常建設共同企業体の場合は、共同企業体としての施工体制を確保するため、工事着手前に共同施工計画書を監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。

## 第7条 コリنز（CORINS）への登録

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム（コリنز）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報と



して作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、監督職員の**確認**を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

なお、変更登録は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督職員にメール送信される。

なお、変更時と工事完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の**確認**を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

## 第8条 監督職員

### 1. 監督職員の権限

当該工事における監督職員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。

### 2. 監督職員の権限の行使

監督職員がその権限を行使するときは、**書面**により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督職員が、受注者に対し口頭による**指示**等を行えるものとする。口頭による**指示**等が行われた場合には、後日**書面**により監督職員と受注者の両者が**指示**内容等を**確認**するものとする。

## 第9条 現場技術員

受注者は、建設コンサルタント等に委託した監督業務の一部を実施する現場技術員が配置された場合には、以下の各号によらなければならない。なお、当該工事を担当する監督に関する業務を行う現場技術員については、監督職員から**通知**するものとする。

- (1) 受注者は、現場技術員が監督職員に代わり現場に臨場し、**立会**等を行う場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類（計画書、報告書、データ、**図面**等）の提出に際し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。
- (2) 現場技術員は、契約書第9条に規定する監督職員ではなく、**指示、承諾、協議及び確認**の適否等を行う権限は有しないものである。ただし、監督職員から受注者に対する**指示**または**通知**等を現場技術員を通じて行うことがある。

また、受注者が監督職員に対して行う**報告**または**通知**は、現場技術員を通じて行うことができる。

## 第10条 工事用地等の使用

### 1. 維持・管理

受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。

### 2. 用地の確保

**設計図書**において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに発注者の負担により借地する範囲以外の構造物掘削等に伴う借地等をいう。

### 3. 第三者からの調達用地

受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情または紛争が生じないように努めなければならない。

#### 4. 用地の返還

受注者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は、**設計図書**の定めまたは監督職員の**指示**に従い復旧のうえ、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も、速やかに発注者に返還しなければならない。

#### 5. 復旧費用の負担

発注者は、第1項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。

#### 6. 用地の使用制限

受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。

#### 7. 用地以外の区域への立入

受注者は、工事用地以外の区域へ立入する場合は、必ず所有者の**承諾**を得なければならない。

### 第11条 工期の設定

受注者は、契約書第1条第2項に規定する工期内の完成を遵守できるよう、十分な工程調整を行わなければならない。

### 第12条 工事着手

受注者は、**特記仕様書**に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工期の始期日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

なお、工事に着手する日を着手届により監督職員に届け出なければならない。

### 第13条 適正な技術者の配置

受注者は、建設業法第26条に基づく主任技術者（監理技術者の配置が必要な場合は、監理技術者）を適正に配置しなければならない。

なお、受注者は、主任技術者または監理技術者について、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を選任しなければならない。

また、特定建設工事共同企業体が請け負う場合には、構成員毎に主任技術者を専任で配置しなければならない。

### 第14条 現場代理人

受注者は、契約書第10条に基づく現場代理人を、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係のある者から選任し、配置しなければならない。

### 第15条 工事の下請負

受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2) 受注者は、宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領第10条を遵守し、下請負人が宇治市の工事の入札等参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。
- (3) 下請負人は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。

## 第16条 施工体制台帳及び施工体系図

### 1. 一般事項

受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、「施工体制台帳に係る書類の提出について」（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営建技第16号、令和3年3月22日付け国港技第90号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に**提出**しなければならない。

### 2. 施工体系図

第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営建技第16号、令和3年3月22日付け国港技第90号）に従って、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に**提出**しなければならない。

### 3. 施工体制台帳等変更時の処置

第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに工事現場に備え、工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に**提出**し、併せて掲示したものを変更しなければならない。

## 第17条 受注者相互の協力

受注者は、契約書第2条の規定に基づき隣接工事または関連工事の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。

また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

## 第18条 調査・試験に対する協力

### 1. 一般事項

受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の**指示**によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に**通知**するものとする。

### 2. 公共事業労務費調査

受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、以下の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

- (1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に**提出**する等必要な協力をしなければならない。
- (2) 調査票等を**提出**した事業所を、発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。
- (3) 正確な調査票等の**提出**が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
- (4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

### 3. 諸経費動向調査

受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

### 4. 施工合理化調査等

受注者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

## 5. 低入札価格調査

受注者は、当該工事が低入札価格調査制度を経て契約した工事の場合は、低入札価格調査時に**提出**した**書面**の内容に関して監督職員から説明を求められたときは、これに応じなければならない。

さらに、受注者は**提出**した**書面**に係る資料を保管し、監督職員の請求があった場合は速やかに**提示**するものとし、随時検査及び完成検査時にもこれらの資料を**提示**しなければならない。

## 6. NETIS

受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われる新技術等が明らかになった場合は、監督職員に**報告**するものとする。

## 7. 独自の調査・試験を行う場合の処置

受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督職員に説明し、**承諾**を得なければならない。

また、受注者は、調査・試験等の成果を公表する場合、事前に発注者に説明し、**承諾**を得なければならない。

## 第19条 工事の一時中止

### 1. 一般事項

発注者は、契約書第20条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して**通知**したうえで、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。

なお、工事用地等の確保ができない等のため、または、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、受注者は、第50条臨機の措置により、適切に対応しなければならない。

- (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当または不可能となった場合
- (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合
- (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当または不可能となった場合

### 2. 発注者の中止権

発注者は、受注者が**契約図書**に違反しまたは監督職員の**指示**に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に**通知**し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができる。

### 3. 基本計画書の作成

前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員に**提出**し、**承諾**を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

## 第20条 設計図書の変更

**設計図書**の変更とは、入札に際して発注者が示した**設計図書**を、発注者が**指示**した内容及び設計変更の対象となることを認めた**協議**内容に基づき、発注者が修正することをいう。

設計変更の手続きは「工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）」（宇治市、平成31年4月）によるものとする。

なお、契約書第1条第3項に規定する**契約図書**に特別の定めのない施工方法等については、本工事の数量変更による場合を除き設計変更の対象としない。

## 第21条 工期変更

### 1. 一般事項

契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び第39条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第23条の工期変更協議の対象であるかを監督職員と受注者との間で**確認**する（本条において以下「事前協議」という。）もの

とし、監督職員はその結果を受注者に**通知**するものとする。

## 2. 設計図書の変更等

受注者は、契約書第18条第5項及び第19条に基づき**設計図書**の変更または訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると**確認**された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と**協議**しなければならない。

## 3. 工事の一時中止

受注者は、契約書第20条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると**確認**された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と**協議**しなければならない。

## 4. 工期の延長

受注者は、契約書第21条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると**確認**された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と**協議**しなければならない。

## 5. 工期の短縮

受注者は、契約書第22条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と**協議**しなければならない。

# 第22条 支給材料及び貸与品

## 1. 一般事項

受注者は、支給材料及び貸与品を契約書第15条第8項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

## 2. 受払状況の記録

受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。

## 3. 支給品精算書、支給材料精算書

受注者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。）に、支給品精算書を監督職員に**提出**しなければならない。

## 4. 引渡場所

契約書第15条第1項に規定する「引渡場所」は、**設計図書**または監督職員の**指示**によるものとする。

## 5. 返還

受注者は、契約書第15条第9項「不用となった支給材料または貸与品の返還」の規定に基づき返還する場合、監督職員の**指示**に従うものとする。

なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。

## 6. 修理等

受注者は、支給材料及び貸与品の修理等を行う場合、事前に監督職員の**承諾**を得なければならない。

## 7. 流用の禁止

受注者は、支給材料及び貸与品を他の工事に流用してはならない。

## 8. 所有権

支給材料及び貸与品の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。

# 第23条 工事現場発生品

## 1. 一般事項

受注者は、**設計図書**に定められた現場発生品について、**設計図書**または監督職員の**指示**

する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員に**提出**しなければならない。

## 2. 設計図書以外の現場発生品の処置

受注者は、第1項以外のものが発生した場合、監督職員に**連絡**し、監督職員が引き渡しを**指示**したものについては、監督職員の**指示**する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員に**提出**しなければならない。

## 第24条 建設副産物

### 1. 一般事項

受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、**設計図書**によるものとするが、**設計図書**に明示がない場合には、本体工事または**設計図書**に指定された仮設工事にあたっては、監督職員と**協議**するものとし、**設計図書**に明示がない任意の仮設工事にあたっては、監督職員の**承諾**を得なければならない。

### 2. マニフェスト

受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを**確認**するとともに、監督職員または検査員から請求があった場合に**提示**しなければならない。

なお、京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例（平成14年京都府条例第42号）第8条及び第10条に該当する場合においては、施工計画書にその内容について記載するとともに、「保管用地届出書」及び「運搬指示票」を事前に監督職員の**承諾**を得ることとし、監督職員または検査員から請求があった場合は**提示**しなければならない。

### 3. 法令遵守

受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

### 4. 再生資源利用計画

受注者は、土砂、碎石、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に**提出**しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

### 5. 再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に**提出**しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

### 6. 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を法令等に基づき作成し、監督職員に**提出**しなければならない。

### 7. 処理委託契約書

受注者は、産業廃棄物の処理を委託する場合は、運搬と処分についてそれぞれの許可業者と処理委託料を記載した「処理委託契約書」により委託契約を締結し、その写しを再生資源利用促進計画書（実施書）とあわせて**提出**しなければならない。

### 8. 計画書及び実施書の様式及び保管

再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書及びその実施状況を記載する様式については、国土交通省ホームページに掲載の建設リサイクル報告様式（計画書・実施書）

（EXCEL形式）を使用し、1部は自社で工事完成后5年間保管し、計画書1部、実施書1部及

び上記様式を用いて作成したデータを監督職員に**提出**するものとする。（建設副産物情報交換システムを利用の場合は、計画書1部、実施書1部を**提出**するものとする。）

また、毎年度実施される建設副産物実態調査（センサス及び簡易センサス）について、速やかに調査対象工事のデータが**提出**できるよう準備し、監督職員からの**指示**があった場合は当該調査に協力すること。

## 9. 産業廃棄物を自社運搬する場合の措置

受注者は、産業廃棄物を自己（自社）運搬する場合、収集運搬車両の両側面に鮮明に識別しやすい文字の色で以下の事項の表示を行うとともに、工事完成時までに収集運搬車両への表示状況が**確認**できる写真を**提出**しなければならない。

- (1) 「産業廃棄物運搬車」の文字（JIS Z8305 140ポイント以上（5cm以上））
- (2) 事業者の氏名または名称（JIS Z8305 90ポイント以上（3cm以上））

また、収集運搬車両は、以下の内容が記載された**書面**を備え付けなければならない。

- 1) 氏名または名称及び住所
- 2) 運搬する産業廃棄物の種類及び数量
- 3) 運搬する産業廃棄物の積載日
- 4) 積載した事業場の名称、所在地及び連絡先
- 5) 運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先

## 10. 産業廃棄物の運搬を委託する場合の措置

受注者は、産業廃棄物を収集運搬業許可業者に委託する場合、収集運搬車両の両側面に鮮明に識別しやすい文字の色で以下の事項の表示を行うとともに、工事完成時までに収集運搬車両への表示状況が**確認**できる写真を**提出**しなければならない。

- (1) 「産業廃棄物運搬車」の文字（JIS Z8305 140ポイント以上（5cm以上））
- (2) 事業者の氏名または名称（JIS Z8305 90ポイント以上（3cm以上））
- (3) 統一許可番号（下6桁）（JIS Z8305 90ポイント以上（3cm以上））

また、収集運搬車両に以下の**書面**が備え付けられている業者に委託しなければならない。（紙マニフェストの場合）

- 1) 産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し
- 2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

（電子マニフェスト使用者の場合）

- 1) 産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し
- 2) 電子マニフェスト加入証
- 3) 以下の事項を記載した**書面**または電磁的記録（連絡設備等を用いて下記の事項を常時**確認**できる場合は不要）
  - ① 運搬する産業廃棄物の種類及び数量
  - ② 当該産業廃棄物の運搬を委託した者の氏名または名称
  - ③ 運搬する産業廃棄物を積載した日並びに積載した事業場の名称及び連絡先
  - ④ 運搬先の事業場の名称及び連絡先

## 第25条 監督職員による確認及び立会等

### 1. 立会依頼の提出

受注者は、**設計図書**に従って、監督職員の**立会**が必要な場合は、あらかじめ**立会**に係る事項（工種、**確認**時期等）を記載した所定の様式を監督職員に**提出**しなければならない。

### 2. 監督職員の立会

監督職員は、必要に応じ、工事現場または製作工場に**立会**し、または資料の**提出**を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

### 3. 確認、立会の準備等

受注者は、監督職員による検査確認及び**立会**に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をしなければならない。

なお、監督職員が製作工場において**確認**を行う場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。

#### 4. 確認及び立会の時間

監督職員による**確認**及び**立会**の時間は、監督職員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合はこの限りではない。

#### 5. 遵守義務

受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項または第14条第1項もしくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の**立会**を受け、材料の**確認**を受けた場合にあっても、契約書第17条及び第31条に規定する義務を免れないものとする。

#### 6. 段階確認

**段階確認**は、以下に掲げる各号に基づいて行うものとする。

- (1) 受注者は、表1－1段階確認一覧表に示す確認時期において、**段階確認**を受けなければならない。
- (2) 受注者は、事前に**段階確認**に係わる**報告**（種別、細別、施工予定時期等）を所定の様式により監督職員に**提出**しなければならない。また、監督職員から**段階確認**の実施について**通知**があった場合には、受注者は、**段階確認**を受けなければならない。
- (3) 受注者は**段階確認**に臨場するものとし、**確認**した箇所に係る監督職員が押印した**書面**を保管し、工事完成時までに監督職員へ**提出**しなければならない。
- (4) 受注者は、監督職員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。

#### 7. 段階確認の臨場

監督職員は、**設計図書**に定められた**段階確認**において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、施工管理記録、写真等の資料を整備し、監督職員にこれらを**提示**し**確認**を受けなければならない。

なお、低入札価格調査制度を経て契約した工事については、臨場を机上とすることができない。

表1－1 段階確認一覧表

| 種 別                          | 細 別                 | 確認時期                     |
|------------------------------|---------------------|--------------------------|
| 指定仮設工                        |                     | 設置完了時                    |
| 河川・海岸・砂防土工（掘削工）<br>道路土工（掘削工） |                     | 土（岩）質の変化した時              |
| 道路土工（路床盛土工）<br>舗装工（下層路盤）     |                     | ブルーフローリング実施時             |
| 表層安定処理工                      | 表層混合処理・路床安定処理       | 処理完了時                    |
|                              | 置換                  | 掘削完了時                    |
|                              | サンドマット              | 処理完了時                    |
| バーチカルドレーン工                   | サンドドレーン             | 施工時                      |
|                              | 袋詰式サンドドレーン          | 施工完了時                    |
|                              | ペーパードレーン            |                          |
| 締固め改良工                       | サンドコンパクションパイル       | 施工時                      |
|                              |                     | 施工完了時                    |
| 固結工                          | 粉体噴射攪拌              | 施工時                      |
|                              | 高圧噴射攪拌              | 施工完了時                    |
|                              | セメントミルク攪拌<br>生石灰パイル |                          |
|                              | 薬液注入                | 着手前<br>施工時               |
|                              |                     |                          |
| 矢板工<br>（任意仮設を除く）             | 鋼矢板                 | 打込時                      |
|                              | 鋼管矢板                | 打込完了時                    |
| 既製杭工                         | 既製コンクリート杭           | 打込時                      |
|                              | 鋼管杭                 | 打込完了時（打込杭）               |
|                              | H鋼杭                 | 掘削完了時（中堀杭）<br>施工完了時（中堀杭） |
|                              |                     | 杭頭処理完了時                  |



|                                                                                                                                      |                                       |                                                                                       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 場所打杭工                                                                                                                                | リバース杭<br>オールケーシング杭<br>アースドリル杭<br>大口径杭 | 掘削完了時<br>鉄筋組立て完了時<br>施工完了時<br>杭頭処理完了時                                                 |
| 深礎工                                                                                                                                  |                                       | 土（岩）質の変化した時<br>掘削完了時<br>鉄筋組立て完了時<br>施工完了時<br>グラウト注入時                                  |
| オープンケーソン基礎工<br>ニューマチックケーソン基礎工                                                                                                        |                                       | 鉄杵据え付け完了時<br>本体設置前（オープンケーソン）<br>掘削完了時（ニューマチックケーソン）<br>土（岩）質の変化した時<br>鉄筋組立て完了時         |
| 鋼管矢板基礎工                                                                                                                              |                                       | 打込時<br>打込完了時<br>杭頭処理完了時                                                               |
| 置換工（重要構造物）                                                                                                                           |                                       | 掘削完了時                                                                                 |
| 築堤・護岸工                                                                                                                               |                                       | 法線設置完了時                                                                               |
| 砂防堰堤                                                                                                                                 |                                       | 法線設置完了時                                                                               |
| 護岸工                                                                                                                                  | 法覆工（覆土施工がある場合）<br>基礎工、根固工             | 覆土前<br>設置完了時                                                                          |
| 重要構造物<br>函渠工（樋門・樋管を含む）<br>躯体工（橋台）<br>R C 躯体工（橋脚）<br>橋脚フーチング工<br>R C 擁壁<br>砂防堰堤<br>堰本体工<br>排水機場本体工<br>水門工<br>共同溝本体工                   |                                       | 土（岩）質の変化した時<br>床堀掘削完了時<br>鉄筋組立て完了時<br>埋戻し前                                            |
| 躯体工<br>R C 躯体工                                                                                                                       |                                       | 杵座の位置決定時                                                                              |
| 床版工                                                                                                                                  |                                       | 鉄筋組立て完了時                                                                              |
| 鋼橋                                                                                                                                   |                                       | 仮組立て完了時（仮組立てが省略となる場合を除く）                                                              |
| ポストテンション T（I）桁製作工<br>プレキャストブロック桁組立工<br>プレビーム桁製作工<br>P C ホロースラブ製作工<br>P C 版桁製作工<br>P C 箱桁製作工<br>P C 片持箱桁製作工<br>P C 押出し箱桁製作工<br>床版・横組工 |                                       | プレストレスト導入完了時<br>横締め作業完了時<br>プレストレスト導入完了時<br>縦締め作業導入完了時<br>P C 鋼線・鉄筋組立完了時<br>（工場製作を除く） |
| 地覆工<br>橋梁用高欄工                                                                                                                        |                                       | 鉄筋組立て完了時                                                                              |
| トンネル掘削工                                                                                                                              |                                       | 土（岩）質の変化した時                                                                           |
| トンネル支保工                                                                                                                              |                                       | 支保工完了時<br>（支保工変更毎）                                                                    |
| トンネル覆工                                                                                                                               |                                       | コンクリート打設前<br>コンクリート打設後                                                                |
| トンネルインバート工                                                                                                                           |                                       | 鉄筋組立て完了時                                                                              |
| 鋼板巻立て工                                                                                                                               | フーチング定着アンカー穿孔工                        | フーチング定着アンカー穿孔完了時                                                                      |
|                                                                                                                                      | 鋼板取付け工、固定アンカー工                        | 鋼板建込み固定アンカー完了時                                                                        |
|                                                                                                                                      | 現場溶接工                                 | 溶接前                                                                                   |
|                                                                                                                                      |                                       | 溶接完了時                                                                                 |

|                         |                 |                 |
|-------------------------|-----------------|-----------------|
|                         | 現場塗装工           | 塗装前             |
|                         |                 | 塗装完了時           |
| ダム工                     | 工事ごと別途定める       |                 |
| 鉄筋工                     | スパーサー個数、かぶり     | 鉄筋組立完了時         |
| 鋼構造物（工場製作時）             |                 | 溶接完了時           |
| 橋梁上部工                   | 座標管理状況          | 架設前後            |
| 重要構造物<br>（複雑な線形等を有するもの） | 座標管理状況          | 設置前後            |
|                         |                 |                 |
| 下水道出来形検査                | 下水道施設保全課        | 完成時             |
|                         | 下水道施設保全課、下水道計画課 | 完成時             |
| 立坑工                     | 深礎工<br>（ライナー）   | 着手前             |
|                         |                 | 掘削時             |
|                         |                 | 施工完了時           |
|                         | 鋼製ケーシング工        | 着手前             |
|                         |                 | 施工完了時           |
| 推進工                     | 掘進機             | 着手時             |
|                         |                 | 鏡切り時            |
|                         | 裏込め注入工          | 施工時             |
|                         | 排泥土固化試験         | 着手前・施工時         |
| シールド工                   | シールドマシン         | 製作完了時（工場）       |
|                         | セグメント           | 製作完了時（工場）       |
|                         |                 | 施工時             |
|                         | 裏込め注入工          | 着手時             |
|                         |                 | 施工時             |
|                         | 排泥土固化試験         | 着手時・施工時         |
|                         | 1次履工            | 完了時             |
|                         | 2次履工            | 施工時             |
|                         |                 | 完了時             |
| 場所打人孔工および空伏工            |                 | 鉄筋組立完了時         |
|                         |                 | 型枠建込完了時         |
| 水道配管工                   | 管路部             | 管路工事完成時（水圧試験時）  |
|                         | 不断水分岐工          | 施工時（水圧試験時）      |
|                         |                 |                 |
|                         | 不断水弁工           | 施工時（水圧試験時）      |
|                         | 水質試験            | 洗管後（水質調査時）      |
| 鋼構造物工                   | 重要構造物           | 工場制作時           |
| 橋梁上部工                   | 桁架設工            | 桁架設前            |
| 構造物設置工                  | 複雑な線形を有する重要構造物  | 設置前             |
| 基準高等の確認                 |                 |                 |
| 法留め（ブロック積）工             | 基礎工             | 基礎コンクリート設置（打設）後 |
| 杭工                      | 各種              | 杭打設完了後          |
| 舗装工                     | 下層路盤工           | 下層路盤施工前         |
| 地盤改良工                   | 各種              | 施工完了時           |
| 土工                      | 重要構造物掘削工        | 施工完了時           |
| 土工                      | 小規模土工除く盛土工      | 施工完了時           |
| 管・函渠工                   |                 | 管・函渠据付完了時       |
| 構造物工                    | 土中等に埋設される重要構造物  | 覆土前             |
| 河川構造物工                  | 床止め工            | コンクリート打設前       |
| 河川構造物工                  | 根固めブロック工        | 設置後             |

## 第26条 数量の算出及び出来形図の作成

### 1. 一般事項

受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。

### 2. 出来形数量の提出

受注者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領（案）（近畿地方整備局監修）及び**設計図書**に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督職員に**提出**しなければならない。

なお、設計数量とは、**設計図書**に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。

### 3. 出来形図の提出

受注者は、出来形測量の結果及び**設計図書**に従って出来形図を作成し、監督職員に**提出**しなければならない。

### 4. 地質調査の電子成果品等

受注者は、**設計図書**において地質調査の実施が明示された場合、宇治市地質・土質調査業務共通仕様書に基づいて成果品を作成し、**提出**しなければならない。

## 第27条 工事完成検査

### 1. 工事完成通知書の提出

受注者は、契約書第31条の規定に基づき、工事完成通知書を発注者に**提出**しなければならない。

### 2. 工事完成検査の要件

受注者は、工事完成通知書を発注者に**提出**する際には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。

- (1) **設計図書**（追加、変更**指示**も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。
- (2) 契約書第17条第1項の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。
- (3) **設計図書**により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備がすべて完了していること。
- (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。

### 3. 検査日の通知

発注者は、工事検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を**通知**するものとする。

### 4. 検査内容

検査員は、監督職員及び受注者の臨場のうえ、工事目的物を対象として**契約図書**と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ
- (2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等

### 5. 修補の指示

検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の**指示**を行うことができる。

### 6. 修補期間

修補の完了が**確認**された場合は、その**指示**の日から補修完了の**確認**の日までの期間は、契約書第31条第2項に規定する期間に含めないものとする。

### 7. 適用規定

受注者は、当該工事完成検査については、第25条 監督職員による**確認**及び**立会**等第3項の規定を準用する。

## 第28条 既済部分検査等

### 1. 一般事項

受注者は、契約書第37条第3項の部分払の**確認**の請求を行った場合、または、契約書第38条第1項の工事の完成の**通知**を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。

### 2. 部分払の請求

受注者は、契約書第37条に基づく部分払の請求を行うときは、前項の検査を受ける前に既済部分検査請求書及び工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に**提出**しなければならない。

ない。

### 3. 検査日の通知

発注者は、工事検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を**通知**するものとする。

### 4. 検査内容

検査員は、監督職員及び受注者の臨場のうえ、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ
- (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。

### 5. 修補

受注者は、検査員の**指示**による修補については、前条第5項の規定に従うものとする。

### 6. 適用規定

受注者は、当該既済部分検査等については、第25条 監督職員による**確認**及び**立会**等第3項の規定を準用する。

## 第29条 随時検査

### 1. 一般事項

受注者は、宇治市検査規程に基づき、随時検査を受けなければならない。

### 2. 随時検査の適用

随時検査は、**設計図書**において対象工事と定められた工事または監督職員が**指示**した工事について行うものとする。

### 3. 随時検査の段階

随時検査は、**設計図書**において定められた段階または監督職員が**指示**した段階において行うものとする。

### 4. 随時検査の時期選定

随時検査の時期選定は、監督職員が行うものとし、発注者は受注者に対して随時検査を実施する旨及び検査日を**通知**するものとする。

### 5. 検査内容

検査員は、監督職員及び受注者の臨場のうえ、工事目的物を対象として**設計図書**と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ
- (2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等

### 6. 適用規定

受注者は、当該随時検査については、第25条 監督職員による**確認**及び**立会**等第3項の規定を準用する。

## 第30条 部分使用

### 1. 一般事項

発注者は、受注者の同意を得て部分使用できるものとする。

### 2. 監督職員による検査

受注者は、発注者が契約書第33条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、随時検査または監督職員による品質及び出来形等の検査（**確認**を含む）を受けるものとする。

## 第31条 施工管理

### 1. 一般事項

受注者は、工事の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が**設計図書**に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。

### 2. 施工管理頻度、密度の変更

監督職員は、以下に掲げる場合、**設計図書**に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測

定密度を変更することができる。この場合、受注者は、監督職員の**指示**に従うものとする。  
これに伴う費用は、受注者の負担とするものとする。

- (1) 工事の初期で作業が定常的になっていない場合
- (2) 管理試験結果が限界値に異常接近した場合
- (3) 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、監督職員が必要と判断した場合

### 3. 標示板の設置

受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、工事内容、工事期間、工事種別、発注者名及び受注者名等を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の**承諾**を得て省略することができるものとする。

標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとし、図1-1を参考とする。

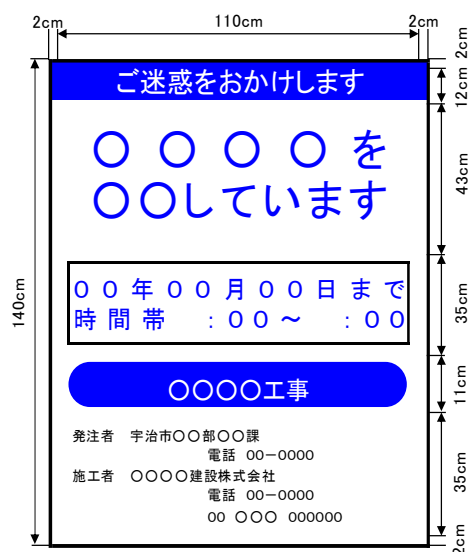


図1-1 標示版の記載例

また、記載内容については表1-2を参考に決定し、施工計画書に記載することとする。

表1-2 工事内容記載例

| 区分                      | 記載内容      |                   |
|-------------------------|-----------|-------------------|
|                         | 工事種別      | 工事内容              |
| 道路<br>管理<br>者<br>工<br>事 | 道路改良工事    | 道路を広げています         |
|                         | 道路新設工事    | バイパス道路をつくっています    |
|                         | 舗装修繕工事    | 傷んだ舗装をなおしています     |
|                         |           | 騒音を少なくする舗装を行っています |
|                         | 歩道工事      | 歩道をつくっています        |
|                         |           | 歩道を広げています         |
|                         |           | 歩道の段差をなおしています     |
|                         | 道路防災工事    | 落石対策工事を行っています     |
|                         | 電線類地中化工事  | 電線類の地中化を行っています    |
|                         | 街路樹維持管理作業 | 街路樹の剪定作業を行っています   |
|                         | 除草作業      | 除草作業を行っています       |
|                         | 橋梁工事      | 橋を架け替えています        |

|                   |             |                                                                                                                     |
|-------------------|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                   | 橋梁補修工事      | 傷んだ橋をなおしています                                                                                                        |
|                   |             | 地震対策のため橋の補強を行っています                                                                                                  |
|                   | 〇〇〇〇修繕工事    | 傷んだ〇〇をなおしています                                                                                                       |
| 災害                | 災害復旧工事      | 被災した箇所の復旧を行っています                                                                                                    |
|                   |             | 壊れた護岸をなおしています                                                                                                       |
|                   |             | 堤防の補強のため、〇〇を整備しています                                                                                                 |
| 河川工事              | 河川改修工事      | 洪水被害を防ぐため、堤防を整備しています                                                                                                |
|                   |             | 洪水被害を防ぐため、土砂を撤去しています                                                                                                |
|                   |             | 〇〇を守るため、護岸を整備しています                                                                                                  |
|                   |             | 洪水を防ぐ河川の流れを保つため、樹木を切っています                                                                                           |
|                   |             | 川幅を広げています                                                                                                           |
|                   |             | 川底を下げています                                                                                                           |
|                   | 河川環境整備工事    | 安全に利用できるよう、〇〇を整備しています                                                                                               |
|                   |             | 〇〇（遊歩道、階段等）をつくっています                                                                                                 |
|                   | 河川災害防除工事    | 川底の土砂をとっています                                                                                                        |
|                   | 河川維持系工事     | 堤防の強化のため、のり面を補修しています                                                                                                |
|                   |             | 堤防を点検するため、草を刈っています                                                                                                  |
|                   |             | 傷んだ〇〇（護岸、床止め等）をなおしています                                                                                              |
| 公園工事              | 公園施設整備工事    | 公園の施設をつくっています                                                                                                       |
|                   | 公園リフレッシュ工事  | 公園の施設をなおしています                                                                                                       |
|                   | 自然歩道施設整備工事  | 標識や案内板を設置しています                                                                                                      |
| 下水工事              | 下水道工事（処理場内） | 下水処理施設（土木・建築・機械・電気）をつくって（更新して・撤去して）います<br>傷んだ下水処理施設（土木・建築・機械・電気）をなおしています<br>下水処理施設（土木・建築・機械・電気）の点検（修理）をしています        |
|                   | 下水道工事（管渠）   | 下水道管をつくって（更新して・撤去して）います<br>傷んだ下水道管をなおしています<br>下水道管の点検（修理）をしています                                                     |
|                   | 下水道工事       | 浸水を防止する管（施設・ポンプ場）をつくって（更新して・撤去して）います<br>〇〇棟（〇〇施設・下水道管）の耐震補強をしています<br>〇〇工事に伴う下水道管の移設をしています<br>下水道管を埋設したあとの舗装復旧をしています |
| その他               | 電気工事        | 電気工事を行っています                                                                                                         |
|                   | 通信工事        | 電話（通信）工事を行っています                                                                                                     |
|                   | 水道工事        | 水道工事を行っています                                                                                                         |
| 国土強靱化対策工事         |             | ※工事内容に応じて記載                                                                                                         |
| いのちとくらしをまもる防災減災工事 |             |                                                                                                                     |

工事情報看板等については、「道路工事現場における標示施設等の設置基準について」（昭和37年8月30日付け 道発372号 道路局長通達、最新改正平成18年3月31日付け 国道利37号・国道国防第205号 道路局路政課長、国道・防災課長通達）、「道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について」（平成18年3月31日付け 国道利第38号・国道国防第206号 道路局路政課長、国道・防災課長通達）、「河川工事等の工事看板の取扱いについて」（令和3年5月27日付け 国水環第26号・国水治第22号・国水保第8号・国水海第10号 水管理・国土保全局河川環境課長、治水課長、保全課長、海岸室長通達）、「道路工事

現場における標示施設等の設置基準」（平成29年9月京都府土木請負工事必携）を参考とする。

#### 4. 整理整頓

受注者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。

#### 5. 周辺への影響防止

受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じるおそれがある場合、または影響が生じた場合には速やかに監督職員へ**連絡**し、その対応方法等に関して監督職員と速やかに**協議**しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。

#### 6. 労働環境等の改善

受注者は、工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう、作業場所、現場事務所及び作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。

#### 7. 発見・拾得物の処置

受注者は、工事中に物件を発見または拾得した場合、速やかに関係機関へ通報するとともに、監督職員へ**連絡**し、その対応について**指示**を受けるものとする。

#### 8. 記録及び関係書類

受注者は、土木工事の施工管理及び規格値を定めた出来形管理基準及び品質管理基準により施工管理を行い、また、宇治市写真管理基準（案）により土木工事の工事写真による写真管理を行って、その記録及び関係書類を作成、保管し、工事完成時に監督職員へ**提出**しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は**提示**しなければならない。

なお、出来形管理基準、品質管理基準及び宇治市写真管理基準（案）に定められていない工種または項目については、監督職員と**協議**のうえ、出来形管理、品質管理及び写真管理を行うものとする。

### 第32条 履行報告

受注者は、工期が3ヶ月以上の工事または中間前金払を請求する場合は、契約書第11条の規定に基づき、工事履行報告書を監督職員に**提出**しなければならない。

### 第33条 工事関係者に対する措置請求

#### 1. 現場代理人に対する措置

発注者は、現場代理人が工事目的物の品質、出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した**書面**により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

#### 2. 技術者に対する措置

発注者または監督職員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質、出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した**書面**により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

### 第34条 工事中の安全確保

#### 1. 安全指針等の遵守

受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和4年2月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）及びJIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を

参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。  
ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

## 2. 支障行為等の防止

受注者は、工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び交通の支障となるような行為または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。

## 3. 建設工事公衆災害防止対策要綱

受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号、令和元年9月2日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。

## 4. 使用する建設機械

受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、**設計図書**により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の**承諾**を得て、それを使用することができる。

また、クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）第66条の2に規定する事項を定め、関係労働者に周知することとし、監督職員に**提出**しなければならない。

## 5. 周辺への支障防止

受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。

## 6. 防災体制

受注者は、豪雨、出水、土石流その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。

## 7. 第三者の立入り禁止措置

受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。

## 8. 安全巡視

受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは**連絡**を行い安全を確保しなければならない。

## 9. 現場環境改善

受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舍、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。

## 10. 定期安全研修・訓練等

受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施する事も出来る。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2) 当該工事内容等の周知徹底
- (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- (4) 当該工事における災害対策訓練
- (5) 当該工事現場で予想される事故対策
- (6) その他、研修・訓練等として必要な事項

また、受注者は、下請負人及び労働者へのしわ寄せの防止を図る観点から、以下の各号の内容の研修を1回以上実施しなければならない。

- (1) 建設工事の請負契約に関すること
- (2) 労働関係法令に関すること

なお、上記研修の実施にあたっては、以下の図書等を参考にするものとする。

工事請負契約書（第51条）

建設業法令遵守ガイドライン（令和5年6月 国土交通省）

建設産業における生産システム合理化指針（平成3年2月建設省）



新しい建設業法遵守の手引（（公財）建設業適正取引推進機構）  
働き方のルール ～労働基準法のあらまし～（令和5年2月 東京労働局）

#### 11. 施工計画書

受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載して、監督職員に**提出**しなければならない。

#### 12. 安全教育・訓練等の記録

受注者は、安全に関する教育・訓練等の実施状況について、訓練等の内容に係わる事項（実施日時、場所、参加人数、内容等）、使用した資料を保管し、監督職員または検査員から請求があった場合は**提示**しなければならない。

#### 13. 関係機関との連絡

受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な**連絡**を取り、工事中の安全を確保しなければならない。

#### 14. 工事関係者の連絡会議

受注者は、工事現場が隣接しまたは同一場所において別途工事がある場合は、受注者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、必要に応じて関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。

#### 15. 安全衛生協議会の設置

監督職員が、労働安全衛生法（令和元年6月改正法律第37号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。

#### 16. 安全優先

受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。

#### 17. 災害発生時の応急処置

災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、速やかに関係機関に通報及び監督職員に**連絡**しなければならない。

#### 18. 地下埋設物等の調査

受注者は、工事施工箇所に地下埋設物等が予想される場合には、当該埋設物の位置、深さ等を調査し監督職員に**報告**しなければならない。

#### 19. 地下埋設物等の立会

受注者は、工事の施工にあたって予想される地下埋設物について、施設管理者と現地立会のうえ、当該埋設物の位置・深さを**確認**し、保安対策について十分打合せを行い、事故の発生を防止しなければならない。

なお、保安対策の打合せを行ったときは、施設管理者と受注者が打ち合わせた内容を記した書類を作成し、立会者の押印を求め、その写しを監督職員に提出するものとする。

#### 20. 不明の地下埋設物等の処置

受注者は施工中、施設管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督職員に**連絡**し、その処置については施設管理者全体の現地確認を求め、施設管理者を明確にしなければならない。

#### 21. 地下埋設物等損害時の措置

受注者は、地下埋設物等に損害を与えた場合は、速やかに関係機関に通報及び監督職員に**連絡**し、応急措置をとり補修しなければならない。

#### 22. 支障物件の処置

受注者は、工事施工のため支障となる道路等の付属物及び占用物件がある場合には、その処置についてあらかじめ監督職員と**協議**するものとする。

#### 23. 掘削法面等の安全対策

受注者は、掘削（床掘）法面において、関係機関との打合せ等により、危険防止の安全対策等が必要となった場合は、監督職員と**協議**するものとする。

## 24. 感電事故防止の処置

受注者は、配電線及び送電線下付近で作業をする場合は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第349条により、感電事故防止のための処置等について、事前に関西電力グループ各社と**協議**しなければならない。

## 25. 架空線等事故防止対策

受注者は、架空線等上空施設の位置及び施設管理者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を行い、接触事故等の防止対策が必要な場合は、監督職員へ報告しなければならない。

## 第35条 爆発及び火災の防止

### 1. 火薬類の使用

受注者は、火薬類の使用については、以下の規定によらなければならない。

- (1) 受注者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。

なお、監督職員の請求があった場合には、速やかに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を**提示**しなければならない。

- (2) 現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。

### 2. 火気の使用

受注者は、火気の使用については、以下の規定によらなければならない。

- (1) 受注者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を施工計画書に記載しなければならない。
- (2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
- (3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
- (4) 受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。

## 第36条 後片付け

受注者は、工事の全部または一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。

ただし、**設計図書**において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督職員の**指示**に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。

## 第37条 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、速やかに監督職員に**連絡**するとともに、**指示**がある場合は期日までに、工事事故報告書を**提出**しなければならない。

## 第38条 環境対策

### 1. 環境保全

受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年3月30日改正）、関連法令並びに**仕様書**の規定を遵守のうえ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

また、工事車両や建設機械のアイドリングストップを励行すること。

### 2. 苦情対応

受注者は、環境への影響が予知されまたは発生した場合は、速やかに応急措置を講じるとともに監督職員に**連絡**し、監督職員の**指示**があればそれに従わなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に**報告**しなければならない。

### 3. 注意義務

受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督職員に**提出**しなければならない。

### 4. 水中への落下防止措置

受注者は、水中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を水中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。

### 5. 排出ガス対策型建設機械

受注者は、工事の施工にあたり表1-3に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正法律第41号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月1日付国総施第225号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。

排出ガス対策型建設機械を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と**協議**するものとする。

受注者は、トンネル坑内作業において表1-4に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（令和3年2月改正 経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。

トンネル工事用排出ガス対策型建設機械を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは、建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装置した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と**協議**するものとする。

表1-3 排出ガス対策型建設機械

| 機 種                                                                                                                  | 備 考                                                                                                         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一般工事用建設機械<br>・バックホウ<br>・トラクタショベル（車輪式）<br>・ブルドーザ<br>・発動発電機（可搬式）<br>・空気圧縮機（可搬式）<br>・油圧ユニット<br>（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンと | ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。<br>ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。 |

|                                                                                                                                                                                                                                                |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p>は別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの：油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ</li> <li>・ホイールクレーン</li> </ul> |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|

表1-4 トンネル工事用排出ガス対策型建設機械

| 機 種                                                                                                                                                                                        | 備 考                                                                                                                                         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>トンネル工事用建設機械</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バックホウ</li> <li>・トラクタショベル</li> <li>・大型ブレーカ</li> <li>・コンクリート吹付機</li> <li>・ドリルジャンボ</li> <li>・ダンプトラック</li> <li>・トラックミキサー</li> </ul> | <p>ディーゼルエンジン（エンジン出力30kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。</p> <p>ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</p> |

## 6. 特定特殊自動車の燃料

受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。

また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、**提示**しなければならない。

なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負人等に関係法令等を遵守させるものとする。

また、燃料検査が実施された場合は、協力しなければならない。

## 7. 低騒音型・低振動型建設機械

受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を**設計図書**で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が可能ない場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって**協議**することができる。

## 8. 特定調達品目

受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（令和3年5月改正法律第36号。「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。

グリーン購入法第6条の規定に基づく京都府庁グリーン調達方針「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督職員と**協議**する。

## 9. 流末の水環境

受注者は、工事内容に応じて、調整池（沈砂池）の設置や、大規模な裸地の出現防止のために段階的に工事を行う等、流末の水環境の保全を図ること。なお、その方法等については事前に監督職員と**協議**のうえ、施工計画書に記載しなければならない。

## 第39条 文化財の保護

## 1. 一般事項

受注者は、工事の施工にあたって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは速やかに工事を中止し、**設計図書**に関して監督職員に**協議**しなければならない。

## 2. 文化財等発見時の処置

受注者が、工事の施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。

# 第40条 交通安全管理

## 1. 一般事項

受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。

なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第28条によって処置するものとする。

## 2. 輸送災害の防止

受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。

## 3. 交通安全等輸送計画

受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をともなう工事は、事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。

## 4. 交通安全法令の遵守

受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和3年9月改正内閣府・国土交通省令第42号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知、平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。

## 5. 安全施設類等の設置

受注者は、前項の場合において、施工に先立ち作成する施工計画書に安全施設類等設置計画を作成し、監督職員に**提出**するとともに、工事期間中の安全施設類等の設置状況が判明できるように写真等を整備し、工事完成時まで**提出**しなければならない。

## 6. 工事用道路の維持管理

受注者は、**設計図書**において指定された工事用道路を使用する場合は、**設計図書**の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。

## 7. 施工計画書

受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に**指示**する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。

## 8. 工事用道路使用の責任

発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。

## 9. 工事用道路共用時の処置

受注者は、**特記仕様書**に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。

## 10. 公衆交通の確保

公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、交通管理者**協議**で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。

## 11. 水上輸送

工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には、本条の「道路」は水門または水路に関するその他の構造物と読み替え、「車両」は船舶と読み替えるものとする。

## 12. 通行許可等

受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正政令第198号）第3条における一般的制限値（表1－5）を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを**確認**しなければならない。

また、道路交通法施行令（令和4年1月改正政令第16号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するとき、道路交通法（令和4年4月改正法律第32号）第57条に基づく許可を得ていることを**確認**しなければならない。

表1－5 一般的制限値

| 車両の諸元   | 一般的制限値                                                                               |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 幅       | 2.5m                                                                                 |
| 長さ      | 12.0m                                                                                |
| 高さ      | 3.8m                                                                                 |
| 重量 総重量  | 20.0 t（ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0 t）                                       |
| 軸 重     | 10.0 t                                                                               |
| 隣接軸重の合計 | 隣り合う車軸に係る軸距が1.8m未満の場合は18 t<br>（隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5 t以下の場合は19 t） |
| 輪荷重     | 1.8m以上の場合は20 t<br>5.0 t                                                              |
| 最小回転半径  | 12.0m                                                                                |

ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

## 13. 過積載防止

受注者は、以下の各号により、過積載による違反運行を防止しなければならない。

- (1) 積載重量制限を超えて工事用資機材、土砂等を積み込まず、また、積み込ませないこと。
- (2) さし枠装着車、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）の表示番号等の不表示車（以下「不表示車」という。）等に土砂を積み込まず、また積み込ませないこと。
- (3) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- (4) 建設発生土の処理、骨材等資材の購入等に当たっては、下請負人及び骨材等納入業者の利益を、不当に害することのないようにすること。
- (5) さし枠装着車、不表示車等が、工事現場に出入りすることのないようにすること。
- (6) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引渡を受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- (7) 取引関係にあるダンプカー事業者が過積載を行い、またはさし枠装着車、不表示車等を土砂運搬に使用しようとしている場合は、早急に不正状態を解消するよう適切な措置を講

ずること。

(8) (1) から (7) について、すべての下請負人を十分指導すること。

#### 14. 運搬管理表の提出

受注者は、建設副産物（産業廃棄物等）の運搬にあたっては、出荷伝票、運搬伝票、計量伝票等（以下、「伝票等」という。）を整理・保管し、ダンプトラック等1台毎の積載量等を記入した運搬管理表を作成のうえ、工事完成時までに監督職員に**提出**しなければならない。

なお、伝票等については、監督職員または検査員から請求があった場合は**提示**しなければならない。

#### 第41条 施設管理

受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（契約書第33条の適用部分）について、施工管理上、**契約図書**における規定の履行をもっても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督職員と**協議**できる。

なお、当該協議事項は、契約書第9条の規定に基づき処理されるものとする。

#### 第42条 諸法令の遵守

##### 1. 諸法令の遵守

受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。

なお、主な法令は以下に示すとおりである。（各々最新の諸法令を適用すること。）

- |                         |                |
|-------------------------|----------------|
| (1) 地方自治法               | (昭和22年法律第67号)  |
| (2) 建設業法                | (昭和24年法律第100号) |
| (3) 下請代金支払遅延等防止法        | (昭和31年法律第120号) |
| (4) 労働基準法               | (昭和22年法律第49号)  |
| (5) 労働安全衛生法             | (昭和47年法律第57号)  |
| (6) 作業環境測定法             | (昭和50年法律第28号)  |
| (7) じん肺法                | (昭和35年法律第30号)  |
| (8) 雇用保険法               | (昭和49年法律第116号) |
| (9) 労働者災害補償保険法          | (昭和22年法律第50号)  |
| (10) 健康保険法              | (昭和11年法律第70号)  |
| (11) 中小企業退職金共済法         | (昭和34年法律第160号) |
| (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 | (昭和51年法律第33号)  |
| (13) 出入国管理及び難民認定法       | (平成3年法律第94号)   |
| (14) 道路法                | (昭和27年法律第180号) |
| (15) 道路交通法              | (昭和35年法律第105号) |
| (16) 道路運送法              | (昭和26年法律第183号) |
| (17) 道路運送車両法            | (昭和26年法律第185号) |
| (18) 砂防法                | (明治30年法律第29号)  |
| (19) 地すべり等防止法           | (昭和33年法律第30号)  |
| (20) 河川法                | (昭和39年法律第167号) |
| (21) 下水道法               | (昭和33年法律第79号)  |
| (22) 航空法                | (昭和27年法律第231号) |
| (23) 公有水面埋立法            | (大正10年法律第57号)  |
| (24) 軌道法                | (大正10年法律第76号)  |
| (25) 森林法                | (昭和26年法律第249号) |
| (26) 環境基本法              | (平成5年法律第91号)   |
| (27) 火薬類取締法             | (昭和25年法律第149号) |
| (28) 大気汚染防止法            | (昭和43年法律第97号)  |
| (29) 騒音規制法              | (昭和43年法律第98号)  |
| (30) 水質汚濁防止法            | (昭和45年法律第138号) |

- |                                        |                     |
|----------------------------------------|---------------------|
| (31) 湖沼水質保全特別措置法                       | (昭和59年法律第61号)       |
| (32) 振動規制法                             | (昭和51年法律第64号)       |
| (33) 廃棄物処理及び清掃に関する法律                   | (昭和45年法律第137号)      |
| (34) 文化財保護法                            | (昭和25年法律第214号)      |
| (35) 砂利採取法                             | (昭和43年法律第74号)       |
| (36) 電気事業法                             | (昭和39年法律第170号)      |
| (37) 消防法                               | (昭和23年法律第186号)      |
| (38) 測量法                               | (昭和24年法律第188号)      |
| (39) 建築基準法                             | (昭和25年法律第201号)      |
| (40) 都市公園法                             | (昭和31年法律第79号)       |
| (41) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律             | (平成12年法律第104号)      |
| (42) 土壌汚染対策法                           | (平成14年法律第53号)       |
| (43) 駐車場法                              | (平成11年12月改正法律第160号) |
| (44) 自然環境保全法                           | (昭和47年法律第85号)       |
| (45) 自然公園法                             | (昭和32年法律第161号)      |
| (46) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律          | (平成12年法律第127号)      |
| (47) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律           | (平成12年法律第100号)      |
| (48) 河川法施行法                            | (昭和39年法律第168号)      |
| (49) 技術士法                              | (昭和58年法律第25号)       |
| (50) 計量法                               | (平成4年法律第51号)        |
| (51) 厚生年金保険法                           | (昭和29年法律第115号)      |
| (52) 資源の有効な利用の促進に関する法律                 | (平成3年法律第48号)        |
| (53) 最低賃金法                             | (昭和34年法律第137号)      |
| (54) 職業安定法                             | (昭和22年法律第141号)      |
| (55) 所得税法                              | (昭和40年法律第33号)       |
| (56) 著作権法                              | (昭和45年法律第48号)       |
| (57) 電波法                               | (昭和25年法律第131号)      |
| (58) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 | (昭和42年法律第131号)      |
| (59) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律                | (昭和44年法律第84号)       |
| (60) 農薬取締法                             | (昭和23年法律第82号)       |
| (61) 毒物及び劇物取締法                         | (昭和25年法律第303号)      |
| (62) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律             | (平成18年法律第62号)       |
| (63) 公共工事の品質確保の促進に関する法律                | (平成17年法律第18号)       |
| (64) 警備業法                              | (昭和47年法律第117号)      |
| (65) 行政機関の保有する個人情報保護に関する法律             | (平成15年法律第58号)       |
| (66) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律         | (平成18年法律第91号)       |
| (67) 水道法                               | (昭和32年法律第177号)      |

## 2. 法令違反の処置

受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。

## 3. 不適当な契約図書の処置

受注者は、当該工事の計画、**契約図面**、**仕様書**及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不適当であったり、矛盾していることが判明した場合には速やかに監督職員と**協議**しなければならない。

## 第43条 官公庁等への手続等

### 1. 一般事項

受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との**連絡**を保たなければならない



い。

## 2. 関係機関への届出

受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例または**設計図書**の定めにより実施しなければならない。

## 3. 諸手続きの提示、提出

受注者は、諸手続きにおいて許可、**承諾**等を得たときは、その**書面**を監督職員に**提示**しなければならない。

なお、監督職員から請求があった場合は、写しを**提出**しなければならない。

## 4. 許可承諾条件の遵守

受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。

なお、受注者は、許可承諾内容が**設計図書**に定める事項と異なる場合、監督職員と**協議**しなければならない。

## 5. コミュニケーション

受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。

## 6. 苦情対応

受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。

## 7. 交渉時の注意

受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に**連絡**のうえ、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。

## 8. 交渉内容明確化

受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に**報告**し、**指示**があればそれに従うものとする。

# 第44条 施工時期及び施工時間の変更

## 1. 施工時間の変更

受注者は、**設計図書**に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と**協議**するものとする。

## 2. 休日または夜間の作業連絡

受注者は、**設計図書**に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に作業を行う場合は、前日までに作業内容、施工予定時間等を監督職員に**報告**しなければならない。

# 第45条 工事測量

## 1. 一般事項

受注者は、工事着手後速やかに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を**確認**しなければならない。測量結果が**設計図書**に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに**提出**し**指示**を受けなければならない。

なお、測量標（仮BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の**指示**を受けなければならない。また、受注者は、測量結果を監督職員に**提出**しなければならない。

## 2. 引照点等の設置

受注者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを**確認**し、変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督職員に**連絡**し、ただちに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。

## 3. 工事用測量標の取扱い

受注者は、用地幅杭、測量標（仮BM）、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の**承諾**を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督職員と**協議**しなければならない。

なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。

#### 4. 仮設標識

受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。

#### 5. 既存杭等の保全

受注者は、工事の施工にあたり、損傷を受けるおそれのある杭または障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。

#### 6. 水準測量・水深測量

水準測量及び水深測量は、**設計図書**に定められている基準高あるいは工事用基準面を基準として行うものとする。

### 第46条 提出書類

#### 1. 一般事項

受注者は、提出書類を工事提出書類一覧表等に基づいて作成し、監督職員に**提出**しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の**指示**する様式によらなければならない。

#### 2. 設計図書に定めるもの

契約書9条第5項に規定する「**設計図書**に定めるもの」とは請負代金額に係わる請求書、監督職員に関する措置請求に係わる書類及びその他現場説明の際指定した書類をいう。

### 第47条 不可抗力による損害

#### 1. 工事災害の報告

受注者は、災害発生後速やかに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第29条の規定の適用を受けると思われる場合には、速やかに工事災害通知書を監督職員を通じて発注者に**通知**しなければならない。

#### 2. 設計図書で定めた基準

契約書第29条第1項に規定する「**設計図書**で基準を定めたもの」とは、以下の各号に掲げるものをいう。

(1) 降雨に起因する場合、以下のいずれかに該当する場合とする。

- ① 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上
- ② 1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上
- ③ 連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150mm以上
- ④ その他**設計図書**で定めた基準

(2) 強風に起因する場合

最大風速（10分間の平均風速で最大のものをいう。）が15m/秒以上あった場合

(3) 河川沿いの施設にあたっては、河川のはん濫注意水位以上またはそれに準ずる出水により発生した場合

(4) 地震、豪雪に起因する場合、周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合

#### 3. その他

契約書第29条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、**設計図書**及び契約書第26条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。

### 第48条 特許権等

#### 1. 一般事項

受注者は、特許権等を使用する場合、**設計図書**に特許権等の対象である旨明示が無く、そ

の使用に關した費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合、權利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督職員と**協議**しなければならない。

## 2. 保全措置

受注者は、業務の遂行により発明または考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び權利の帰属等については、発注者と**協議**しなければならない。

## 3. 著作権法に規定される著作物

発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（令和3年6月改正法律第52号）第2条第1項第1号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。

なお、項の規定により出願及び權利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。

# 第49条 保険の付保及び事故の補償

## 1. 一般事項

受注者は、残存爆発物があると予測される区域で工事に従事する作業船及びその乗組員並びに陸上建設機械等及びその作業員に**設計図書**に定める水雷保険、傷害保険及び動産総合保険を付保しなければならない。

## 2. 保険加入の義務

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

## 3. 法定外の労災保険の付保

受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。

## 4. 補償

受注者は、雇用者等の業務に關して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

## 5. 建設業退職金共済制度の履行

受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を速やか（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内）に発注者に**提出**しなければならない。また、現場事務所及び工事現場の出入口等の見やすい場所に標識「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」を掲示するとともに、工事完成時までに下記の資料を**提出**しなければならない。

さらに、下請負人に対しても同共済制度の加入を奨励するものとする。

- ① 掛金収納書の写し
- ② 建退共運営実績報告書
- ③ 労働者の就労日報
- ④ 共済証紙受払簿（契約工期3ヶ月以上の場合）
- ⑤ 建設業退職金共済制度辞退届（建退共対象者がいない場合）

## 6. 損害賠償保険加入への努め

受注者は、工事遂行中に他人の身体もしくは財物に損害を与えた場合の損害賠償について、「請負業者賠償責任保険」の加入に努めなければならない。加入した場合は、保険証書等の加入が**確認**できる**書面**の写しを工事着手日までに監督職員に**提出**しなければならない。保険の期間は、工事期間（着工から目的物引渡し予定日）とする。

なお、保険金額は、請負金額、工事の種類、規模等により受注者が定めるものとする。また、契約形式は、工事毎の契約または年間に付する総括契約を問わない。

# 第50条 臨機の措置

## 1. 一般事項

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない

ない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督職員に**報告**しなければならない。

## 2. 天災等

監督職員は、暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象（以下「天災等」という。）に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

## 第51条 適用すべき諸基準

### 1. 受注時の処置

受注者は、受注時において適用すべき諸基準が改訂（改正等による新規の版を含む。）されている場合、改訂された諸基準によらなければならない。

### 2. 受注後の処置

受注者は、受注後に適用すべき諸基準が改訂された場合、監督職員と**協議**しなければならない。

## 第52条 暴力団等の排除

### 1. 不当要求等の報告

受注者は、工事の施工に当たり、暴力団等からの不当要求または工事妨害等を受けた場合は、速やかに所轄の警察署に届け出るとともに監督職員に**報告**しなければならない。

### 2. 不当要求等の排除

受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して、不当要求または工事妨害等の排除対策を講じなければならない。

## 第53条 高度技術、創意工夫、社会性等に関する実施状況

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、所定の様式により**提出**できる。

## 第54条 測点の明示

受注者は、工事完了後速やかに受注者の負担で、各測点に杭または鉋等を設置し、ペンキで測点を明示しなければならない。

なお、測点の明示が現地状況により困難な場合は、監督職員と**協議**しなければならない。

また、維持工事等簡易な工事においては、監督職員の**承諾**を得て、測点の明示を省略することができる。

## 第55条 石綿使用の有無

受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、有資格者により石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。大気汚染防止法に基づく一定規模以上の工事にあつては「事前調査結果」を京都府に**報告**するとともに、石綿障害予防規則に基づき、所轄労働基準監督署にも**報告**を行わなければならない。